時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向も有之候得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さゞると寡からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社より直接に郵便にて送達するものは一箇月二十六錢の郵送料を申受く

時事新報廣告料前金

通常用ヒル字詰	一行一日限	一行二付二日以上六日迄	一行二付七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
一行平行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
自十一行至廿行	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘
三十一行以上				

時事新報

女子教育の氣風（去月三十日の續）

今の女學校にて教ゆる所の科目を開くに讀書算術等の其外に英語、音樂、編物、縫取等通例修むべき科目の中よりあるいは高等なる學校よりては西洋流の舞踏を教ゆる所もあり或は乘馬の稽古をも科目中に入るべしとの議もありと云ふ蓋しその氣風の向ふ所を察するに偏へに西洋風の交際生活の有樣を模擬するに急にして眼前より必用なる日本流の女工手藝等に至ては却て之を等閑に付するの傾きあるが如し舞踏乘馬の二事は暫く置き英語音樂以下の物に於ては之を女子學修の科目として學校教科の中に加ふるまゝは教育上には敢て差支なかるべしと雖も日本社會生活の現狀と今の女子教育の一般の氣風とを相對照し兩者よく相適應して不釣合なきやと云ふに我輩は然りと答ふる能はざるなり抑も今の日本の教育は其化組頗る簡理にして單に教育上より見るときは其觀甚だ美なるが如きと雖も國民一般生活の有樣より視察すれば其程度高きに過ぎ無數の貧書生を出して高等の教を受けしめ其業成るの日に學者の精神と生活の方便とを相背馳するに至らんとするの勢ひあるは我輩の最も憂ふる所にして既に男子の教育に一着を誤りながら今又これを女子に及ぼして顧みる所なきが如きは智者の事にあらざるなり今後外人雜居の期は何れの日にあるや知る可らずと雖も兎に角に日本社會の風習は日を逐ふて文明に赴くべきは自然の勢なるが故に女子教育の一部としては西洋風の交際生活に關する事項を教ゆることも亦必要ならんと雖も本來女子を教るの趣旨はこれを普通一般の知見を授けて良妻賢母たるの資格を得せしむるに在り即ち先づ居家の智德を養ふて一家の内を治め子弟の教育を掌らしむるを專一として家外交際は事に至ては寧ろその緒餘にも云ふべきのみと且つ今日、日本にて女學校に就學する者は如何なる種族に多きやと云ふに上流社會の子女なるに然るに日本の中等社會と稱するものは其生計さまで高尚なるに拘らず薪水の勞は婢僕を使役すべきと雖も衣服裁縫飲食調理等の事に至りては家の主婦たる者にて自ら手を下さし又常に監督せざるを得ず況んや子を產し子を育し壬を教ゆる[illegible]於て[illegible]して夜中安眠の時さへ少[illegible]上流の交際優美にして樂しと聞けども之に參るの暇なきと如何せん假令へ無理に閑を偷み得るも更に交際の費なきを如何せん唯一家の内に蟄して忙しく日夜と消するの外ある可らざるなり中等家族の生計大凡そ斯の如しとして扨今の流義の學校に學ぶ所の女生徒が他年卒業の後よの種の家に嫁したりとせんに其有樣は如何なる可きや半解の英語い能く良人と私語を通ずるの便に供すべきも實際の功用は徒らに舅姑の怪訝を買ふに過ぎざるまでとおもふ、ピアノの調べ風琴の吟みの行實を習め樂應を動かすの妙手を有するも家に樂器の所藏なくして其技倆を試むるの機會なきを如何せん編物縫取の術よく人の目を驚ろすも兒女の衣服は雖れに托して之を縫ふ可きや況んや舞踏に於てをや況んや乘馬よ於てをや況んや細腰空しく闕却して柳よ戲るゝの雙燕を羨み閨裡の佳人却て脾肉の生ずるを嘆ずるの奇觀を開くにも至る可し辛苦學校に學び得たる所のものは果して實際に何等の用を爲すや唯教育と生活と相背馳するの苦痛を感するのみにして或は之を評して教育過度の憐狀と云ふも可なり唯感然たるのみ我輩は固より今の女學校の教育を以て一概に實際に適せざるものと云ふに非ず往々實用の點に心付きたるものもあらんと雖も概して其全體の氣風を見るときは之を日本社會生活に實際に適合せたるものと云ふ可らず畢竟その本を尋ねれば教育論の由て來る所、居家の要に起らずして戶外交際上の急に迫られて以て今日に至りしよとあれば今の女教の局に當る者は厚く此邊に注意して後年善く人に交るの婦人を作らんより先づ善く家に居るの良妻を作り家事治まりて然る後大に交際を開かしむるの用意專一の要なる可し（完）

宮

○市町村制理由書の衍字　去月三十日の本紙第五頁市町村制理由欄內最下段末行より第九行以下「之ニ反シテ市長ト國庫トノ間ニ起ル給料及退隱料ノ爭論ハ一般ノ法律規則ニ據テ處分ス可シ」とある四十一字は衍なりと昨日の官報より是正したり

○大藏省告示第六十一號　去月六日山口縣より內務省へ本年明治二十年（一月）當省告示第十八號横濱國庫金出納所八王子出納支所ノ位置ヲ南多摩郡八王子驛ト改ム

明治二十一年五月三日　大藏大臣伯爵松方正義

○府縣費目の件伺　去月六日山口縣より內務省へ本年三月府縣費目中廳費雜費の節掃除費は縣廳內及其門前等一切の掃除費編入すべき儀と相考へ處右掃除に要する人夫賃等も包含する儀に有之候やの旨伺出たるに本月一日同省より伺の趣い受負る係るものに限り該費へ編入する儀と心得べしと指令せり

○青森縣船舶及車數　青森縣に於て調査せる本年一月一日現在に係る船舶の數い西洋形帆船十二艘、日本形船五十石以上二百九十一艘、同五十石未滿八千四百八十七艘車の數は馬車四十一輛、荷積馬車五百輛、人力車八百三十四輛荷積車千二十一輛あり而して之を通計すれば諸營業者の數い六千百二十九人にして船數八千七百九十艘車數二千三百九十六輛なり（青森縣）

雜

○京城の英國領事　支那廣東の英國領事チャロネルアレバスター氏は朝鮮京城の英國總領事に轉任の內命を受けたれども之を辭したるよしなるが元來廣東は英國に取りて京城よりも緊要の場所なれば氏の之を辭したるは甚だ喜ぶ可きことなり云々と北支那日々新聞に見えたり

○中村技師　北海道廳下の魚油調査を命せられる農商務省四等技師中村貞吉氏い昨三日東京を發して北海道に出張したるよし

○前印度太守の名譽表彰會　ダッフェリン侯印度を支配せし以來拮据勉治績少あらざりしを以て同侯退職の際は全國民皆之を惜み去る三月廿五日を下しカルコッタの府館にダッフェリン侯并夫人を招待して一大會を催し敬慕の意を表しさるよし今其詳報を記さんに當日夕方より府館に集りし人々は政府の官吏印度副王英國紳士及び士民を合せ其數六千餘人にして席定まるの後府知事は立て衆員に向ひ本日は就任以來非常なる能力を費し寬大の政略を執行して印度富强の基を開ら充大英國の面目を世界に輝かしたるダッフェリン侯并夫人の名譽を表彰する爲め集會したる旨を告ぐ次にダーブハング地方の縣令は雄辨を振ひダッフェリン侯の治績を列擧し終りに臨み同夫人の美德を稱賛して曰くダッフェリン侯夫人の淑德は能く我印度の女風を感化せしめ且つ同夫人の誠盡しさる印度婦人旋猴院は數千の印度婦人の生命を助くるを得るに至れりと云々と斯くて印度副王、英國紳士等交々ダッフェリン侯并夫人の偉績を稱賛する演說をおし最後に至り英人ペーリーモハン氏はダッフェリン侯の名譽を後世に傳へんため各々若干の義捐金を寄附して同侯の肖像を建立せべしとの動議を提出し滿場の大賛成を得直ちに委員を擇び一切の事務を依托し夫より大白と擧げて同侯并夫人の壽と祝し快談、惟を盡して退散せしは三更過ぐる頃なりしと云々と或る英字新聞に見えたり

○伊佛兩國間貿規期實行　伊佛兩國通商條約の談判委員は去る二月末、即ち該條約延期の滿日まで羅馬府に會し新條約締結の事を議したれども兩國の意見協はずして竟に佛國委員は召還せられ尙は伊國大使と佛國外務大臣との間に多少の往復もありさりとのみとなるが結局不調に歸し去る三月一日より兩國とも弱々普通關稅規則を實行するよゝ成りさり即ち左に其重なるもの二三を掲げて參觀に供すと三月九日附を以て在佛國公使館より外務省に報告ありたるよし既に本紙上より掲載せしものと重複の廉もなれど此報道は稍詳密なれば之を左に掲ぐ

佛國輸入稅則

生絲	同	一基に付き
紡績絲	同	一法
種蒲	同	二十五參
色染絹絲	同	二法五十參
伊國輸入稅則		
燈油	同	百基に付き
丁子油	同	二十法
鐵油、樹脂油、（精製品）	同	一基に付き
薄荷油	同	十法
燈油の類	同	六十法
其他	同	三法
	同	五法

絹類に屬する物品（一切の絹類、絹絲、天鵝絨、プリュシ、レース、衣服類此種類に屬せ但し蠶卵、繭、紡績絲、撚絲、生絲等を除く）は從前の稅額に五割を增す色附生絲、同紡績絲同撚絲は五十三參より一法に增加す一切の白紙並色紙百基に付き廿法、金紙、銀紙百基に付き六十法扇子並品百基に付き二百法同上等同六百法

○朝鮮近狀　北支那日々新聞の記載する所の據れば信憑すべき向より聞き得たる報道よ朝鮮よては目今百事改良の方向と取り京城は至極平穩にして國步益々進歩すべき望みありされば外務協辦デンニー氏も先頃中頻に本國に歸らんと苦慮し居たれども昨今は今の位地に安ずるの趣ありとあり云々

○新築滋賀縣廳　滋賀縣の新築廳は小花技師が最初より意匠を凝らして設計する所に係はり最早や九分通り竣工したるが外觀の壯麗なる又造構の暇なく注意の行屆きて際立て[illegible]宮あるを以て[illegible]一面の山水[illegible]取りたる者[illegible]車寄にて內[illegible]に敞れて構[illegible]共左右は各[illegible]央は客間に[illegible]を第一部長[illegible]す西廊下の[illegible]の大廣間あ[illegible]圓形にテー[illegible]ブルを据付[illegible]にして頗る[illegible]收稅長室に[illegible]後折曲は警[illegible]第一課二課[illegible]木、農商、德[illegible]察本部の下[illegible]大の蒸氣管[illegible]ひる仕掛あ[illegible]費用は凡そ[illegible]大坂府廳よ[illegible]えたり

○小濱政談　商家壯年有[illegible]の書籍及新[illegible]政治上の心[illegible]祐之草間時[illegible]るともあり[illegible]者と翁脈を[illegible]共活動と題[illegible]員中上坂[illegible]辨士の出張[illegible]なると以て[illegible]北村左吉、[illegible]同地に赴き[illegible]談演說會を[illegible]（若州人民[illegible]日は山口[illegible]續況）[illegible]聽衆は前夜[illegible]ありしと又[illegible]右諸氏と共[illegible]る實業家諸[illegible]都合七十餘[illegible]に洒筵半ば[illegible]もありたる[illegible]散したりと[illegible]

○寄附品　度居留地南[illegible]斤を寄附せ[illegible]

○高知通信　時任知事の[illegible]なく車なく[illegible]る風習の縣[illegible]叫校　板垣[illegible]